

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷一十第

論 說

地租と地方團體との關係……………法學博士 神戸 正雄

植民地の財政政策に就きて(三)……………法學博士 山本美越乃

地代課稅主義土地改良論者……………法學博士 河田 嗣郎

生計調査を論ず……………法學士 汐見 三郎

價值論上のリカアドとマルクス(三完)……………經濟學士 堀 經夫

時事問題

目下の卸賣相場と小賣相場……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

英國現代の經濟學者と社會主義……………經濟學士 三田村 一郎

經濟地理學研究に對するグルーヘル博士の……………經濟學士 黒 正 巖

竹越氏の「日本經濟史」に就て……………法學士 本庄榮治郎

石澤氏の「本邦銀行發達史」を讀む……………法學士 大森 研造

附錄……………本誌第十一卷總目錄……………

經濟論叢

第十一卷 第六號 (通卷第六十六號)

大正九年十二月發行

論說

地租と地方團體との關係

神戸 正雄

緒言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 史實より觀たる地租と地方團體との關係 (一)古代 (二)近時 (A)外國 (B)日本

第二段 理論より觀たる地租と地方團體との關係

其一 地租の地方に取りての重要 (一)租税配分原則及課税技術上 (A)地方にては地租に重きを置くべきものなること (イ)理論上之に至當とすること (1)根本的には利益原則加味の至當より説明すべきこと (2)動産等の能力が自ら不動産の能力に表はるること (イ)能力原則上の説明には據るべからざること (ロ)假りに能力原則に據ることも事實上地方にては斯くなる外なきこと (1)田舎にては土地が主要なる能力表示故 (2)都會にては課税技術上土地が最不動且つ明瞭にして捕捉容易確實なるゆへ (a)動産の不明にして捕捉より逃るゝに對し (b)營業の外部へ移動し易きに對し (B)地方にては人税のみによりて地租等を採らざること (2)の課税技術上困難なること (二)財政收入上

其二 地方の地租に取りての重要 (一)地租の廢止すべからざること (二)地租が國税とするよりも地方税とするに適當なること

論說 地租と地方團體との關係

第十一卷 (第六號) 一) 七〇五

(A)公平課税(B)財政收入上

結論(全文の要旨)

緒 言

(一)地租が地方税として重要なこと、地租と地方團體との間に密接不可離の關係あることは前論文にも一言した通りであるが、此事は地租の性質を明らかにする上に、太だ重要であるが故に、茲に、重ねて其解説を試みやうと思ふ。凡べて租税は元來、歴史の産物であり、變化し進化するもので、時勢によりては消滅することもあり得るものであり、勿論其の特殊のものたる地租も亦た何れの時にか消滅することのあり得るものではあるが、苟くも此税が此世に存続する以上は、假令國税としてでなくとも、地方税としては存続するであらうと思はるゝ。そして其次第を説明することは實に地租の性質を明かにするに於て無用でないに因つて、敢て茲に之を試むる。

(二)本文を説くについては、先づ歴史上事實上の情勢を述べて、然る後、其の據つて生ずる所以のものを考へることとする。後者にては先づ地租が地方にとりて缺くべからざる所以のものを説き、然る後に地方が地租の據るべき最後の城砦なることを説かうと思ふ。

第一段 史實より觀たる地租と地方團體との關係

(一)地租が租税中の最古のもの、少くとも一であることは争はれない。其初め此は國家財政か地方財政か其間の區別のない時代の租税であるけれども、兎も角も其當時の最高統治團體の税であるから、むしろ之を以て國家の税であつたといふて良からう。斯くて何處にても永く國税として發達したのであるが、従、地方財政の發達するに伴つては、到る處に附加税としてか特別税としてか孰れにしても地方税の一にもなつた所である。

(二)然るに地租は次第に國税として其地位を落し或は全く之を失つて、他方に地方税として益々其地位を高むることゝなつた註(一)。A)之を重なる外國の事實について見るのに、獨逸の普魯西では夙に一八九一—三年の租税改革に依つて、地租は他の收益税と一緒に地方團體に委讓せられて、國家自身は人的なる所得税、財産税の二税を以て其直接税體系を作ることゝした。英國にても地租は是より先き一七九八年の地租賠償法の結果として國家に一定率に依る賠償を提供する者の爲めには國税たる地租を永久に免除することゝし、漸次其地租収入を減少して、今日は其未賠償地に對する僅々六拾萬磅の地租収入を擧ぐるに止まる程である。而かも他面に於て同國の地方税は主として各種のレートより成り、そして其レートは不動産隨つて主として土地に對する負擔である。佛國は最近、國税に於ける大改革を行ひ、一般及特別所得税を以て其直接税の土臺と爲し、租税制度の基礎を立つることゝなつたが、地租は尙は從來のを保存して土地所得税の代りと爲し、

他方、地方の爲めの附加税たる地租も存続せられて 此土地負擔に對しては未だ根本的改革が行はれて居らぬけれども、夫の所得税主義を確立した以上は、臆がて地租にも今一段の革新が加へられなくては物足らぬ感がある 恐らく此次ぎには地租に於ける大改革の機も來やうかと思はる、伊太利では最近に從來の國及地方の直接税を廢止して、隨ふて從來の國税地租及其地方附加税を止めて、新に國家及地方を通じて所得税を以て直接税を立つるの主義を貫くことゝなつたが、斯く迄に改革するのは餘程の思切りで、地租を國にも地方にも全く止めるといふ程に徹底して來れば、最早問題はないのであるが、苟くも地租を存続するとしては、假令國税として全廢し又は輕く扱ふことゝなるとも、地方税としては存続するといふこと、之に重きを置くといふことが大勢の如くに思はるゝ。(B)日本について見るも亦地租は維新以來、國税としては段々其地位を落しつゝある。絶対收入額には大増減なく、他税收入の増加したるだけ相對的には大に減退し、而かも地方税としては其收入がむしろ累年増加して居る。特に近年一層著しい。其も地方税としての地租は主として附加税で(別に小額なる段別割はあるが)、本税が定着し、附加税制限率の拘束の下に於ける發展であることを考ふると、此地方税地租收入の近年特に日露戰後(一九〇七—八年後)の増進の勢の如何に強烈なるか々忍ばるゝ(註二)。

(註一) 學說としても「バスタープ」は地方税として適當なる税の第一は地租で、抽象的理論及經驗は、地方税の大部分が此

重要なる物體より得られなくてはならぬことを證明するに傾くを爲し、オメーラも不動産は地方税の源を形成する特別の資源であるといひ、(二)そして他の二三の學者は廣く收益税又直接物税(其重なるものが地租である)を以て地方税に適すと爲す。例之、ホルグトは地方税の爲めには收益税の重要が大に進んだといひ、ニツチは國家財政は益々多く人的所得税と相續税とにより補完せられたる間接税を採ることとなるのに、直接物税は地方財政中に益々大なる重要を持つといふ。¹⁾

(註二)

年次	日本の國稅地租 收入の租稅專賣 益金及印紙收入 合計百中の地位	日本の國 稅地租收 入金額 (百萬圓)	日本の地 方稅土地 負擔金額 (百萬圓)
一八六七—八八年	七四	—	—
一八七三—八年	九	—	—
一八七七—八八年	六九	—	—
一八八二—三三年	七五	四三九	一〇、一
一八八七—八八年	六九	四二五	一四、六
一八九二—三三年	六二	三七九	一四、七
一八九七—八八年	四〇	四六九	三三、七
一九〇二—三三年	三七	四八三	四二、二
一九〇七—八八年	三三	八四九	三七、七
一九一二—三三年	一六	五三	四六、二
一九一七—八八年	一七	三四	五二、一
一九一九—二〇年	九	七八	—

第二段 理論より觀たる地租と地方團體との關係

1) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 396. O'meara, Municipal taxation. p. 43-44. Borghst, Fw. S. 119. Nitti, Principes. p. 350-1.

其一 地租の地方に取りての重要

地租が前にいふ如く事實上、國税として地位を落しつゝあるに拘らず、地方税として益々重きを成すといふのは、一方、國家にては所得税等の如く地租よりも一層長く給付能力原則に應じ得るものが、課税技術上も良く行ひ得て、而かも其収入が可なり豊富であり、必ずしも最早彼に於て地租を要せざるほどの財政收入上の理由のあつたのに因るけれども(註三)、他面、地租と地方團體とに離るべからざる關係の存したのにも因る所である。下に其關係を明かにしやうと思ふ。其れについては先づ地租が地方團體に取りて重要なることより述ぶる。そして其については更らに配分原則及課税技術上よりして觀察しやう。

(註三) ヲグナーは一八九一年の普の租税改革について曰く、大に多收なる國家的所得税が直接國税の重點を本質的に此税に置かしめ、國家をして三大收益税(土地家屋營業税)の收入を市町村の利益の爲めに斷念せしむることを可能とした。²⁾

(一) 租税配分原則及課税技術上

(A) 地方にては地租に重きを置くべきものなること

(い) 理論上然るべきこと

(1) 根本的には利益原則加味の至當より説明すべきこと、——元來、租税配分原則には能力原則と利益原則とがあつて、國税にては能力原則のみが行はれて利益原則適用の餘地はないが、

地方税にては能力原則の外に利益原則の加味の行はるべきものなること(註四)、そして此利益原則は地方にても手敷料や特別課徴には明瞭直截に適用せらるゝけれども、租税には此原則が能力原則に附帯して適用せられ、即ち各納税義務者の給付すべき租税額其ものはむしろ唯だ其物體に表はれたる能方の大小に依る外ないが、其物體又は物件の選定、又は税種の選定上に於て利益原則を考慮すべきものであり、此觀點よりして地方に於て土地、家屋、營業の三のものが是非とも地方より特段なる利益を受くるものとして選まれなければならぬことになる(註五)。實際此三のものは手敷料や特別課徴にて明かに利益の度合を計算し得るものをも考慮せらるゝが、其以外にも尙ほ一般的に地方の發達及施設により利益を受くるものが他のものよりも一層著大也といふことが認められ(註六)、特に又此三の物又は其所有者は、假令特に若干大なる租税を負ふことゝなつても、其は臆がて地方施設の改良となつて現はれ、結局其利益又は價値の増加ともなつて現はれ、此三の物よりいふては其特別の打撃とならぬ。却つて反對に此三のものが特別負擔を避けんとするならば、そして地方施設が不完全であるならば、其利益又は價値の損減又は増加度の小なることの爲めに不利を受けなければならぬことにもなる。此關係あるの故に地方税としては單純に能力原則にのみ拘泥して所得税一貫主義などを採るべきでなく、むしろ地租等を是非とも採らなくてはならぬといふことになる。

(註四) 拙文、地方税に於ける配分原則参照、尙ほ、(一)私と同意味にて地方に於て利益原則の加味を説くは、例之、ホルグトで、彼は課税の内部の正當は利益關係に基かざるも、之よりして一定税種の選擇が辯護せらるゝと爲し、フィスチンケも稍々類似の見を探る。曰く、利益は租税負擔の分配の爲めの標準となることは出来ない。唯だ分配の方法及租税測定の協力的基礎となることを得る。——此原則は國家の課税にも地方の課税にも同様に於けるを得る。(此は少し言ひ過ぎて居る)——利益が數的に計算せらるゝだけでは、手数料及特別課徴が要求さるべき方便であらう。——地方税の區域に於て利益が唯だ課税の種類及高さの爲めの共同的原因としてのみ考察に来るを得る。⁵⁴⁾

(二)もつと強い意味で利益原則の地方税に於ける適用を説くは例之、エーベルヒで、彼は市町村税では箇人が市町村より受くる利益に比例する課税が適用さるべく且つ正當に現はるゝのに、國税では給付能力に依る課税原則が殆んど専ら行はるゝといふを得と爲し、フグナーは地方税では當該團體が場地的に小さければ小いほど、隨つて最多く、市町村の課税に於て給付及反對給付原則の適用範圍が國税の場合よりも一層多くなるといひ、ロツシアアは地方團體が田舎的ならばなるほど、通例愈々多く其租税制度の報償的方面が優勢となる。大都市は此點に於て、最多くの國家類似を有すといふ。⁵⁵⁾

(三)反對説としてビルンバウムの説を擧げん。彼が地方税に利益原則を適用すべからずといふ理由は、第一に特段なる利益を生じたのが市町村に於ける如何なる進歩的要素の力に因るか。市町村の施設が又は多數人の密集かをいふ、この出来ないのと、第二に市町村生活に於ける利益が數字に示さしめない。——斯の如き數字的利益が近接的に確定せらるゝだけでは、手数料と特別課徴とが現はるべく、租税にて之を斟酌すべきものでないといふに在るが、市町村は市町村施設の結果のみならず此と關聯して生ずる多數人の密集又は市町村の發達といふことの結果をも課徴により收めることは少しも不當でない。そして地主等の此等によりて受くる利益の度合は之を精密に指示することが出来ないにせよ、手数料特別課徴となるもの以外に於て、一體に地主等が其地方と離るべからざる關係に於て其地方の繁榮と否と、施設の豊富と否とによりて著しく利害をもつ以上は、少くとも税種の選定上に利益關係を考慮し加味するは相當と思はるゝ。

(註五)

(一)土地家屋營業三つもの、税の利益原則加味に關することに就きては、ホルトは、箇々の受益者に特段な利益を齎

3) 拙著、經濟論集三卷三二六頁以下

4) Borcht, a. a. O. S. 79. Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 10.

5) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 512-3 Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 439-440. Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 442.

6) Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 6-7.

らさないうで土地及營業の價値を一般に高むる所の施設の爲めの市町村の凡べての費用は、土地及營業（此場合の土地には家屋を含む）を利益原則により公平に課税すべき物税に依つて充たすべきであるといひ、エーベルヒも、手数料の眞き體系と分擔金・特別課税の擴張されたる應用とを假定するとし、此外に稍高き度にて土地建物、事情によりて營業をも課税に引入るゝときに、給付及反對給付原則に適ふこととなるであらうといふ。⁷⁾

(一)特に土地及家屋につきて同様のことをいふ論者例之、シニフレイは、地方地租は租税の形式を裝へる本來辯護すべき利益分擔金であるといひ、ロツシアアは地方的土地及家屋税は市町村内に置かれたる土地等の價値を増加する凡べての地方費を充たすに大に適當すと爲し、コンラードは、第一位に土地所有に有利なる特段なる費用に關するときは地租が現はるべし——地租は給付及反對給付原則が問題となる處では、國税としてよりも地方税に適すと爲し、ヘツケルは市町村及其聯合の政治及行政行爲が地主利益の本質的進歩に集中することは疑はない。隨つて人は國家が地租收入を斷念して、地租を地方税として市町村及其他の自治體に委かすべきことを提案したといひ、ロツツは市町村の不動産税を、大抵陳腐となつた所の臺帳の収益税より、土地家屋の普通價値に依ることに變革するの政策は、給付及反對給付の觀察點によりて辯護せらるべきといふ。⁸⁾

(三)獨りホルゲトは収益税が地方税として益々重きを置くべき理由の一として給付及反對給付原則が地方税制にて尙其正當を有するだけでは、此原則を行はしむる爲め的手段となることを擧ぐるが、結局茲に収益税といふても此利益原則の關係するは土地家屋營業税のみに止まるであらう。

(註六)之につき(一例之ノイマンは地方にて収益税の合理的成形に進むべき理由の一として、土地及び營業が市町村の繁榮及其交通施設より大なる利益を受くることを擧げ、エーベルヒは特に土地及營業が市町村の繁榮及交通施設より大なる利益を得たといふ。¹⁰⁾

(二)特に土地につき、ヘツケルは恰かも市町村及其聯合の政治及行政上の行爲が土地所有の利益の本質的進歩に集中すと爲しユツサは土地財産が地方團體より受くる所の特段なる利益が、此財産の上に、一般財産の負擔たる他の地方税を越ゆる所の特

- 7) Boldt, Das Interesse als Grundlage d. Gemeindebesteuerung. S. 90. Eheberg, a. a. O. S. 524-5.
 8) Schäffle, Steuern. B. T. S. 177. Roscher, a. a. O. II. S. 456. Conrad, Grundriss. Fw. 2. Aufl. S. 23. 46. Heckel, Lehrbuch. I. S. 268. Lotz, Fw. S. 394.
 9) Borght, a. a. O. S. 120.
 10) Neumann, Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland. S. 33. Eheberg, a. a. O. S. 513.

段なる税の存在することを辯護するを爲す。而してオメーラは不動産は地方税よりの經費によつて價值を増加する、所の地方的財産より成る。此が市街地では範圍に於て増加する、能はざるも、恰も其爲めに恐らくは税を擔ふに一層適すべき資源であるといふ。バスターナルが地方税の重なる利益は其地域に財産を有する者に歸すといふ其財産は矢張り不動産特に土地の意味の如くである。¹¹⁾

(2) 動産等の能力が自ら不動産の能力に表はるといふ能力原則上の説明には據るべからざること、一或は地方に於て地租に重きを置く理由を能力原則に求め、而して能力が動産に關して上れば其が廳がて不動産の價値の騰貴をも齎らし、不動産を多く持ち得ることゝもなつて、不動産に關する能力の増加に現はるゝから、不動産特に土地を捕促すれば其れで動産をも抑へたことになるといふやうな説明を聞くことがある。成程動産の所有と不動産の所有との並行し、略ぼ同割合にて持たるゝだけでは、さうもいひ得るけれども、兩者の並行せぬ場合が實際頗る多くあつて、不動産を多く有せずして動産的力を多く有するが如き者と恰かも反對關係に立つ者との間には、不動産税特に地租によりて不公平を生ずることを免れない(註七)。故に此見地からして地租に重きを置くことは出来ない。若夫れ資産勤勞差等課税の理由に至つては、此は地方税に限つたことではないのみならず、其が更らに土地等に限つたことでもなく、即ち國税にも動産にも關するから、此場合に持來るを得ぬ。で特に地方にて地租に重きを置くことすれば理論上は利益原則加味を持來る外ない。

11) Heckel, a. a. O. S. 268. Cossa, Grundriss d. Fw. S. 140 O'meara, l. c. p. 44. Bastable, l. c. p. 397.

(註七) オメーラも此に關聯し、土地家屋の収益又は價值により表はさる能はざる財産より生ずべき所得の澤山があるといふ。¹²⁾

(ろ) 事實上地方にては地租に據る外なきこと

1) 田舎にては土地が主要なる能力表示なるゆへ——勿論、地方にても利益原則加味ばかりを振り廻はすべきでない。純能力原則の適用の餘地がある。又勿論収益税のみで地方税制を立つべきではなく(註八)、所得税や財産税の如き人税を併用して然るべきものである。併し地方で假りに之を採つたとしても、都會は別であるが、田舎の地方團體では所詮、地租と大差なきものとなる。田舎では財産といひ所得といつても、土地關係のもの、外には格別多くはない(註九)。其れ故に田舎では事情に依り極端の場合には地租のみでも夫の利益原則と能力原則と二のもの、實現を爲すを得る。少くとも其が目的を達するに於て簡單といふ長所を有つ。即ち田舎にては地租のみの直接税といふことすら考へ得られ、地租が能力原則からしても彼に取りて缺くべからざるものといふことになる。で能力原則に據るとしても地租に重きを置くの外なきことになる。

(註八) ビリンスキは原則上の觀察點にては市町村の専らなる物税に反対しなくてはならぬ。何となれば其には多くは給付及反對給付の間違つた原則が理由となるからである。諸多の市町村施設は確かに土地不所有者にも用立ち、否な實に往々にして彼等にもみ用立ち、多くの施設が凡べての人に共同に用立つことを見ない爲めには、人が盲目でなくてはならぬといふ。¹³⁾ 此事は彼の如く純能力主義に立たずして、利益原則加味の立場からいふても同になり得る。其からしても収益税のみでなく、別に人税なかるべからずといひ得る。

12) O'meara, l. c. p. 44.

13) Bilinski, Die Gemeindebesteuerung und deren Reform. S. 248-9.

(註九) パステープルは田舎では土地の外に課税すべきもの少しといふ。ピリンスキも市町村にて一般入税の外に、特段なる不動産税の存すべき原則上の根據は市町村に於ける土地所有の一層大なる特段なる給付能力にありと爲し、——入税に對する物税は當該市町村にて不動産所有が一層重要なれば一層大なる收入を擧ぐべく、隨つて田舎では物税が優勢を示し、中市では稍軽く、大都市ではむしろ入税に比し劣ることとなる。例之、田舎村落にては四分三なれば、中市にては三分の二、大都市では三分一といふが如しといふ。¹⁴⁾

(2) 都會にても課税技術上土地が最不動且明瞭にして捕捉の容易確實なる故——成程、都會になると土地以外に色々の給付能力の表示となるものがある。併し(a)就中、其動産の如きは、國税が既に之につき存在して地方團體が其に附加税を課する場合ならば兎に角であるが、地方が特別税として之に課するとなれば、其存在が不明であつて到底地方團體の勢力では捕捉し難い。國家にても之が捕捉に困難をもつが、地方では一層甚しい。然るに土地なれば家屋營業と共に明瞭であつて之を捕捉するに容易である。地方税として勢ひ之に重きを置くこと、ならざるを得ぬ(註一〇) b) 又動産にしても更らに營業にしても可動的である。其處で營業の如きも或地方にて税が重ければ軽い方へ移轉するといふことになり易い。其でさう重い負擔を或地方にて之に課することが出來ない。然るに土地だけは決して逃げて行かないから、何うしても地方としては之を最後の財源とする外なきこととなる(註一一)。家屋は此點に於て土地に近いけれども、其でも餘り或地方で其税が重くなると新築が少くなるといふことになり、隨て其重課を躊躇しなくてはならぬことがあ

14) Bastable, l. c. p. 396. Bilinski, a. a. O. S. 258. 265.

る。此等の見地からしても、地方では能力原則によるとしても結局事實上、地租に重きを置かざるを得ざることとなる。

(註一〇) ローフォゴは英國で地方税として土地家屋の占有者の年償値に賦課することとしたことに依つて、人民が當の大部分即ち動的のものは地方官廳では捕捉されることが出来ないから其直接課税は不可能也といふ原則を立てたのであるといひオメーラは、動産が其浮動的揮發的性質の爲めに、常に確實に捕捉されることが困難と認められ、随つて地方税の賦課より逃がされたといふ。¹⁵⁾

(註一一) ホルトは曰く、土地所有は市町村と離るべからず結付くから、地租は常に市町村費の爲めに最安全なる據處を與へるであらう。此は既に營業税では地租と同程度にては當らない。何となれば大なる營業すらも、往々にして特別の困難なしに及利益を以て、他の市町村の地區に移轉するを得るからと。¹⁶⁾

(B) 地方にては人税のみにより、地租等を採らざることを課税技術上困難なること——上記の如く地方にては地租に重きを重くべきものであるが、假りに之を行はずして人税のみに依るとすれば幸にして其地方内の土地等の持主が凡べて其地方に住居して居れば良いが、不幸にして其地方が營業には向くが住居には不向といふが如きことの爲めに、夫の持主達が此地に住はずして他所に居るとするといふと、此等の持主は其土地等が其地方をして爲さしめたる費用の分擔に任じ相當の租税を拂ふべきものであるに拘らず(註一二)彼等が之を負はざることとなるのみならず、地方團體としては又其正當に有すべき財源を失ふて困しむこともなる。勿論斯かる場合、夫の他所在住者に向つても其所得中、此地方團體内にて擧ぐる土地等の所得だけ特別に課税することも出

15) Row-Fogo, An essay on the reform of local taxation in England. p. 104.
O'meara, l. c. p. 43.
16) Boldt, a. a. O. S. 90.

來るが、其は其人の住居地方團體との間に争を生じ、間々之につき二重課税となるの厄介もある。あまり良い解決方法ではない。然るに斯かる場合、別に地租等があつたならば、一層簡單に各地方に於て相當なる収入を擧ぐることが出来る(註一三)。そして此種の場合は都會の地主等が其都會に住はずして、郊外閑靜なる村落に住する場合に起るのみならず、田舎村落にて其土地を賣拂つて他所に行き又は其地に住するも益々疲弊して爲めに其土地を手放し、其土地が都會又は他地方の富豪の手に落つる場合にも起る。決して事實として珍しいことではない。

(註一二) ロツシアアは曰く、人民の人的義務に屬する市町村税は、外に住居して財産營業を其市町村に有つ人には課することを得ないのに、其物的所有に基き又は其の爲めに引越された所の市町村の經費は、彼等も其市町村内に住居する人と均しく擔はなくてはならぬ。¹⁷⁾

(註一三) ヘルゲトは收益税は、共同團體の内部より其團體の外部住居者の收得する收益を捕捉すといひ、ロツツも當該市町村に住はず併し此に於ける土地家屋營業より利益を擧ぐる人々に、收益税に依つて有功に、二重課税の禁を破ることなく、又は税源の移轉を可能とすることなくして地方負擔を負はしめることは便利なきであるといひ、フオツケは所得税と收益税との結合が場處的觀察點に於て利益を與ふる。此が關係共同團體の場處的要求に應ずるを得る。收益税は收益の得らるゝ處にて徴收せられ、所得税は人の住居する處にて徴收せらるゝ。此両團體が義務者の租税能力に相當なる要求を有つが故に此二のものは正當であるといひ、更らに收益税を止めて所得税のみとするときは、義務者が經濟上從屬し彼に收益及所得を與ふる共同團體が全く何ものを得ないこととなるの缺點ありといひ、ノイマンは地方に於て物税の合理的成形の爲めの理由の一として市町村が往移住の爲めに其租税收入の減少することの出来るだけ少きことを要することを擧ぐる。¹⁸⁾

(二) 財政收入上——尙ほ又、地方財政が小さくて濟む間は良いが、其今日益々擴張するの大勢に在

17) Roscher, a. a. O. II. S. 443.

18) Borgh, a. a. O. S. 118. Lotz, a. a. O. S. 394. Vocke, Fw. S. 282. 283. Neumann, a. a. O. S. 34.

るに於て、限られたる附加税のみでは足らず、益々収入豊富且つ増加の見込ある特別税を要するの、恰かも地租而かも特別税としての地租が之に指定さるゝならば地方財政の爲めには最好都合といふべきである(註一四)。

(註一四) ワグナーは昔の一八九一年の租税改革に關聯して、國の三大物税、土地家屋營業税を市町村に委付することは、地方財政を有利とすることに大なる實際的重要を有つといふて居る。¹⁹⁾

其二 地方の地租に取りての重要

(一) 地租の廢止すべからざること——以上によりて地方にとりて地租の大切なることを明かにしたが、反對に又地租にとりて地方の重要なことをも明かにすることが肝要である。地租を全然廢止して人税一貫とでもすれば別に斯かる問題も起らないが、其には前にも述べた如き缺點があるのみならず、地租には又地租として特に存在するの價値もある。勿論土地は今日の時世に於ては普通人々が努力の結果として有償にて之を得る所ではあるが、併し本來自然物であつて、多少之に人工が加はつて居るにもせよ、基本は自然物で、自然が人類に平等に與へたものであり、其につき法律が特定の人々の所有權を認め、相續を認めて、嘗て無償で得たものが有償で得たものと一緒、子孫にまでも連續して私有を許され、而かも其が量に於て有限に、力に於ても有限で地位に於て多少獨占的であり、特に限なき需要の増加に對することの爲めに、多少人工的法制

19) Wagner, a. a. O. IV. S. 66-7.

的の所有者の努力以外の原因にて益々價値の増加する大勢が伴ふに於て、此土地には特に大きな給付能力があるといひ得る。社會政策上よりしても特別の課税の至當が認めらるゝ(註一五)。此土地の私有及相續制の認めらるゝ限りは、地主に特別の税がなくてはならぬやうに考えらるゝ。人税萬能時代が來つゝあるやうにも見ゆるが、併し退いて地租を維持するのも肝要で、地租を止めて全然之を人税に没入せしむるの可らるゝやは大に疑なき能はずである。

(註一五) (一)地租の功能を高調するはボーリユーである。曰く、土地は左の三の理由あるの故に其課税物件である。

1 此が社會の安全及公權力より行はれたる仕事により凡べての他の物よりも直接に一層多く利益すること、

2 此が舊時にては富の殆んど唯一の形式で、重要な所得の殆んど唯一の源であり、今日は文明國の多數に於て遊惰階級の所得の重なる源なること、

3 土地所有は特段なる性質を有し、此が元來凡べての人に共有なる物を箇人に專用することを許し、土地所有者は土地の自然力の功用に相當なる貢獻に對し、社會全體の賃借人の如きものであること。²⁰⁾

(二)反對說——例之フオツケは、夫の見解は一般の承認を見出さないであらう。一般の見所では、單なる我物とすることに依りて得らるゝものは取得者の所有權でない。——自然は凡べてのものを無報償にて與ふる。自然が斯の如くに供する物を我物とする者が恰かも所有者で、其上に其土地は多半の加工によりて勞働の成果となつて居る。而して共同團體の原始的の要求權については今は最早殘つて居るものはないといふ。²¹⁾

(三)反對說に對する駁撃——コンラードは曰く、或は土地所有は之を商工業に放下されたる資本よりも一層高く課税することに根據がない。何となれば何處にも景氣利得が認めらるゝから。例之商工業者は其居住市町村が鐵道停車場を有つときは重要な利益を有つ。其營業利得も土地所有者のと同様に上るからといふけれども、此營業者の處では、彼等が特に姪都合

20) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I, p. 303-9.

21) Vocke, a. a. O. S. 285.

なる營業を爲すときは間もなく競争者が起つて之を失はしむることゝなるを期しなければならぬ。而かも此の如きことは地主にては期するを要しない。其獨占の害さるゝことは困難に且つ徐々である。有價證券の放棄にても相場の上騰により、景氣利得が頗る容易に可能であるが、併し此は大なる動搖にかゝる。然るに土地所有にありては、有利なる景氣が全體上、進みつゝあつて其が一層永く維持さるゝを例とする。例之、人口増加の爲めに穀價の益々上騰するに因るも、の如きであること²²⁾

(二)地租が國税とするよりも地方税とするに適當なること、

(A)公平課税上——斯くて地租が何處かに存在するの意義ありとするならば、其は地方税とした方が國税としたよりも良く、特に地方の特別税とした方が一層良い。其は第一に其方が一層公平なるを得るからである。凡そ租税に於ては公平課税といふことが最大切であるが、地租が國税であるといふと、自ら臺帳制度となり、其臺帳の制定には前論文にもいふた通り數年を要し、其期間中の最初に制定されたものと最後に定められたものとの間に不公平が生じ(註一六)、其は最後に全體を遊じて見直しを行ふことにより公平が得られたとしても、間もなく時世の變化により公平が破られ(註一七)、而かも其更正の容易ならざる爲めに、其儘とせられて愈々不公平が増大することゝなる(註一八)。而して地方税が之に附加税として附帶するに於て、愈々此等の不公平が増長することゝなる(註一九)。然るに地租が特別地方税となれば、茲に近實制が容易に行はれて、年々又は近き數年間毎に事情に適切に修訂せられて最公平なることを得る(註二〇)。此故に地租を完全に近きものとして維持しやうと思へば地方税として置くの外ない。地租の爲め地方を缺くことを

得ぬ。

(註一六) ロッシア、ホツタ、コツサ、ビールザツリ、エツチ、バステープル、ビルンバウム、ラウ、エーベルヒ、ウンプエンバツハ等之を擧ぐ。²³⁾

(註一七) ロッシア、バステープル、ラウ、フェイスチング、ウンプエンバツハ等之を指摘す。²⁴⁾

(註一八) ワグナー、シエフレ、エーベルヒ、コンラード、ヘツケル、ビルンバウム等之を説く。²⁵⁾

(註一九) ロッツは之につきて曰く、収益税が國税として存続する處では、市町村及其聯合が國家的に賦課されたる収益税の附加税として指定せらるゝ。そして國家的負擔分配の凡べての不完全が高き地方負擔の爲め頗る大に増長せらるゝ。²⁶⁾

(註二〇) ロッシアは地租及家屋税が地方にて特別税たるべく、單なる國税の附加税たるべきでない。何となれば市町村は國家よりも一層長く再々の更正によりて時の實際の土地収益又は價値を確知するを得るからといひ、ホルグトも収益税が地方として重きを成す理由として、其狭く且つ容易に概観すべき事情の爲めに、其の缺點がそんなに現はれないことを擧ぐる。²⁷⁾

(B) 財政收入上——更らに地租は右にても明かなるが如く國税としては定着不動となつて財政上增收の可能が失はるゝこととなるのに(註二二)、地方税となり特に特別地方税となるに於ては可動となり增收可能を生ずることとなり得る。此點から見ても地租は地方税たることに依りて初めて其機能を發揮することが出来る。地租の爲め地方の缺くべからざる一理由である。

(註二二) エーベルヒは臺帳の根本的變更の不可能に於て、地税をして増加する所の國家需要に應ぜしむることは出来ない。此に於て租税の高さを増せば不公平も増長するからといひ、ヘツケルも地租の不動收入の爲めに、増進する財政需要に應ずるに足らずといふ。²⁸⁾

23) Roscher, a. a. O. I. S. 463. Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 188. Cossa, a. a. O. s. 81. Biersack, Ueber Besteuerung. S. 127. Nitti, I. c. p. 443. Bastable, I. c. p. 430. Birnbaum, a. a. O. S. 30. Rau, Grundsätze d. Fw. 5. Aufl. II. S. 67. Eheberg, a. a. O. S. 211. Umpfenbach, Fw. S. 167.
24) Roscher, a. a. O. I. S. 465-6. Bastable, I. c. p. 430. Rau, a. a. O. S. 69. Fuisting, a. a. O. S. 310. Umpfenbach, a. a. O. S. 167.

結 論

以上要之、地租は嘗て歴史上重要な勢力を占めたことのあるもので、恰かも租税中の名門のやうなものである。今や時勢の推移は、國によりては之をして全然其地位を落さしめて、全く大民衆にも比すべき人税の中に没入せしめた程である。さなくとも到る處に地租は國税としては其地位を落した。併し彼も亦棄て難き特別の品格を持つ所であるから、之を時勢に適應し而かも其性能の最良く發揮せられ得る地方に於て保存し成育せしめて、其特能を以て此世に貢獻せしむることは最採るべきの處置と思はるゝ。

- 25) Wagner, a. a. O. II. S. 723. Schäffle, a. a. O. S. 174. Eheberg, a. a. O. S. 211-2. Conrad, a. a. O. S. 46. Heckel, a. a. O. S. 264. 267. Birnbaum, a. a. O. S. 30.
26) Lotz, a. a. O. S. 393.
27) Roscher, a. a. O. II. S. 456. Borchert, a. a. O. S. 119.
28) Eheberg, a. a. O. S. 211-2. Heckel, a. a. O. S. 264. 266.